

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第35号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第36号 宇治市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第37号 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第38号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定による職員の給料に関する規則……………（人事課）…3
- 規則第39号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………（納税課）…4
- 規則第40号 宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則……………（国民健康保険課）…5
- 規則第41号 宇治市介護保険規則の一部を改正する規則……………（介護保険課）…6

告 示

- 告示第3号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…6
- 告示第4号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…6

訓 令 甲

- 訓令甲第7号 宇治市職員住居手当支給規程の一部を改正する規程……………（人事課）…7

公 告

- 公告第3号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更……………（農林茶業課）…7
- 公告第4号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更……………（農林茶業課）…7

公 営 企 業

- 告示第1号 電子印の登録……………7

規 則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第35号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和41年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「、条例第3条第4項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条の2第1項第1号中「100分の8」を「100分の5」に改め、同項第2号中「100分の12」を「100分の10」に改め、同項第3号中「100分の20」を「100分の10」に改め、同項第4号中「100分の20」を「100分の15」に改め、同条第2項第4号中「100分の4」を「100分の3」に改める。

第12条第1項中「、100分の190」を「、100分の200」に改め、同条第2項第1号中「条例第3条第4項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 令和5年6月から令和7年12月までの間に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第5条の2第1項第1号から第4号まで及び第2項第4号の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の5」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の10」とあるのは「100分の12」と、同項第3号中「100分の10」とあるのは「100分の20」と、同項第4号中「100分の15」とあるのは「100分の20」と、同条第2項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の4」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号、第3条並びに第12条第2項第1号及び第2号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第1項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

（経過措置）

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条及び第3条の規定を適用する。

4 改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤

務職員とみなして、改正後の規則第12条第2項の規定を適用する。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の規定に基づいて支払われた期末手当及び勤勉手当は、改正後の規則の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（揭示済）

宇治市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第36号

宇治市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市職員住居手当支給規則（昭和46年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（住居手当の額）

第4条 条例第9条の3第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（1000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が19,000円を超えるときは、19,000円）を11,000円に加算した額

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第37号

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員（条例第3条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）であつた者以外の者であつて、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める年齢に達する日以後における最初の4月1日以後に定年前再任用短時間勤務職員として再任用をされ、又は再任用の任期の更新をされたもの

昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで の間に生まれた者	62年
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで の間に生まれた者	63年

昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで の間に生まれた者	64年
------------------------------------	-----

第 5 条第 2 項第 1 号の表以外の部分及び第 2 号イの表以外の部分
中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に
改める。

別表第3中「 」を「 」に、

3 8	
3 9	
4 0	
4 1	
4 2	
4 3	
4 4	
4 5	
4 6	
4 7	
4 8	
4 9	
5 0	
5 1	
5 2	
5 3	

「 を 「 に

7 8	6 6	4 5
7 9	6 7	4 6
8 0	6 8	4 6
8 1	6 9	4 7
8 2	7 0	4 7
8 3	7 1	4 8
8 4	7 2	4 8
8 5	7 3	4 9
8 6	7 4	5 0
8 7	7 5	5 1
8 8	7 6	5 2
8 9	7 7	5 3
9 0	7 8	5 4
9 1	7 9	5 5
9 2	8 0	5 6
9 3	8 1	5 7
9 4	8 2	5 8
9 5	8 3	5 9
9 6	8 4	6 0
9 7	8 5	6 1
9 8	8 6	
9 9	8 7	
1 0 0	8 8	
1 0 1	8 9	
1 0 2	9 0	
1 0 3	9 1	
1 0 4	9 2	
1 0 5	9 3	
1 0 6	9 4	
1 0 7	9 5	

[illegible]

1 0 8	9 6	
1 0 9	9 7	
1 1 0		
1 1 1		
1 1 2		
1 1 3		
1 1 4		
1 1 5		
1 1 6		
1 1 7		

[illegible]

改める。

別表第 4 中

「 夜

4号給以上	3号給	2号給	1号給
-------	-----	-----	-----

1

「 に改め

2号給以上	1号給	0	0
-------	-----	---	---

1

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条の改正規定 令和5年4月1日
(2) 別表第4の改正規定 令和6年1月1日
(切替日における昇格及び降格の特例)

- 2 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第23号）附則第3項の規定により令和5年1月1日（以下「切替日」という。）における号給を定められた職員のうち、切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして、第10条又は第11条の規定を適用する。

(經過措置)

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年
前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第5条第1項の規定を適用する。
- 4 改正法付則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第5条第2項の規定を適用する。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定による職員の給料に関する規則を、ここに公布する。

令和4年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第38号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第
5 項の規定による職員の給料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年宇治市条例第 23 号。以下「令和 4 年改正条

別記様式第55号及び別記様式第90号から別記様式第91号まで中「㊤」を削る。

別記様式第93号中「電話」を「電話番号」に、「～年 月 日」を「から 年 月 日まで」に改め、「㊤」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の別記様式第50号の規定は、令和5年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、令和4年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第40号

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険給付規則（昭和36年宇治市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第2号の（表）中

「住所」を「住所」に
氏名 ㊤ 氏名
、「」を「」に、「2 口座振込」を「3 委任払」

一般	
退職	家族 本人
一般	

2 口座振込（公金受取口座）に改め、

3 口座振込（公金受取口座以外）」

「」を削り、同様式の（裏）中「深夜
受付者 往診 普通・

× 回 を「深夜 × 回 に、
夜間・深夜 回」

往診 普通・夜間・深夜 回

難路・暴風雨雪 回

同一家屋 回」

「」を「」に
治癒 死亡 中止 治癒 死亡 繰越 中止

改める。

別紙様式第5号中「あて」を「宛て」に改め、「㊤」を削る。

別紙様式第7号中「㊤」を削る。

別紙様式第8号中

「」を「」に

一般	未就学児
家族	前期 7・ 8・
本人	高齢 9割

一般	未就学児	前期 7・ 8・
家族	高齢 9割	

、「口座振込 ② 会計室窓口支払」を「窓口払 ② 口座振込（公金受取口座） ③ 口座振込（公金受取口座以外）」に、「世帯主 氏名 ㊤」を「世帯主 氏名」に、「㊤ 氏名」を「氏名」に、「注」を「（注）」に改め、「と印鑑」を削る。

別紙様式第9号中

「
上記のとおり、国民健康保険出産育児一時金を申請します。
年 月 日
宇治市長宛て
世帯主 住所
氏名 ㊤
電話番号

を

支給方法	1 窓口払 2 口座振込（公金受取口座） 3 口座振込（公金受取口座以外）」	金融機関の名称 口座名義人 口座番号	口座種別	1 普通 2 当座 3 その他
上記のとおり国民健康保険出産育児一時金を申請します。 年 月 日 宇治市長宛て 世帯主 住所 氏名 電話番号				
※ 世帯主以外の方の口座に振込みを希望される場合 この申請に基づく一時金の受領に関する権限を代理人に委任します。 年 月 日 世帯主 氏名 ㊤ 代理人 住所 氏名				

に改める。

別紙様式第10号中「あて」を「宛て」に改め、「㊤」を削る。

別紙様式第11号中「加入区分〔一般・退職〕」を削り、

「住所：.....」を「住所：.....」に、「口座振込 氏名：.....㊤」氏名：.....」
②市窓口支払 ③委任（口座振込） ④委任（市窓口支払）を「窓口払 ②口座振込（公金受取口座） ③口座振込（公金受取口座以外）」に、「記入上の注意」を「注」に、「「口座振込」を「③口座振込（公金受取口座以外）」に改める。

別紙様式第12号中

「
一般・退職 一般・退 一般・退 一般・退 一般・退
本・退扶 本・退扶 本・退扶 本・退扶 本・退扶

負担割合				
------	--	--	--	--

「
に、

負担割合				
------	--	--	--	--

「世帯主 住所 を「世帯主 住所 に、
氏名 ④」 氏名」

「
を

窓口払	・	口座振替	・	委任払
-----	---	------	---	-----

「
に改め

1 窓口払	2 口座振込（公金受取口座）	3 口座振込（公金受取口座以外）
-------	----------------	------------------

、「※ 口座振替により受給する場合は、記入してください。」を
削り、「高額療養費の受給に関する一切の権限を、次の者」を「
この申請に基づく療養費の受領に関する権限を代理人」に、「委任
者」を「世帯主」に、

「受任者 住所 を「代理人 住所 に改める。
氏名 ④」 氏名」

別紙様式第13号中「2 口座振替」を
「2 口座振込（公金受取口座）
3 口座振込（公金受取口座以外）」に改め、「④」を削る。

別紙様式第14号中「2 口座振替」を
「2 口座振込（公金受取口座）
3 口座振込（公金受取口座以外）」に、

「
を「
に、「申請

振替先口座管理番号	振込先口座管理番号
-----------	-----------

「
」
代表者」を「世帯主」に改め、「④」を削る。

附 則
この規則は、令和5年1月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和4年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第41号

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則
宇治市介護保険規則（平成12年宇治市規則第42号）の一部を
次のように改正する。

別記様式第1号中「上記の給付費を次の口座に振り込んでくださ
い。」を

「（振込先）
に改め
☐ 公金受取口座を利用します。
☐ 下記の金融機関の預金口座へ振込みを依頼します。」

る。

附 則
この規則は、令和5年1月1日から施行する。

（揭示済）



宇治市告示第3号

市道路線の区域の変更について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定によ

り、市道路線の区域を次のように変更します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧
に供します。

縦覧期間 令和5年1月20日から14日間
令和5年1月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
菟道志 津川線	菟道門前14番地の2先	前	4.0	97.8	
	菟道池山14番地の1	前	~12.4		
	菟道門前14番地の2先	後	10.4	97.8	
	菟道池山14番地の1	後	~15.6		
乙方三 番割線	菟道西中22番地の1	前	7.2	14.0	
	菟道西中22番地の1	前	~7.4		
	菟道西中22番地の1	後	11.7	14.0	
	菟道西中22番地の1	後	~12.0		
森本山 本線	菟道池山6番地の1	前	3.8	17.8	
	菟道池山15番地の2先	前	~13.0		
	菟道池山6番地の1	後	4.4	17.8	
	菟道池山15番地の2先	後	~13.0		
菟道1 15号 線	菟道門前13番地	前	6.2	28.0	
	菟道門前13番地の15	前	~6.8		
	菟道門前13番地	後	6.8	14.0	
	菟道門前13番地の15	後	~26.0		
伊勢田 町14 8号線	伊勢田町中山48番地の2	前	2.2	16.5	
	伊勢田町中山48番地の1	前	~3.0		
	伊勢田町中山48番地の2	後	3.5	16.5	
	伊勢田町中山48番地の1	後			
広野町 31号 線	広野町東裏86番地の1	前	1.5	12.2	
	（右）	前	~2.0		
	広野町東裏86番地の1	後	3.6	12.2	
	（右）	後	~3.7		

宇治市告示第4号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ
り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧
に供します。

縦覧期間 令和5年1月20日から14日間
令和5年1月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
菟道志津川線	菟道門前14番地の2先 菟道池山14番地の1	令和5年1月20日
乙方三番割線	菟道西中22番地の1 菟道西中22番地の1	令和5年1月20日

森本山本線	菟道池山 6 番地の 1 菟道池山 1 5 番地の 2 先	令和 5 年 1 月 2 0 日
菟道 1 1 5 号 線	菟道門前 1 3 番地 菟道門前 1 3 番地の 1 5	令和 5 年 1 月 2 0 日
伊勢田町 1 4 8 号線	伊勢田町中山 4 8 番地の 2 伊勢田町中山 4 8 番地の 1	令和 5 年 1 月 2 0 日
広野町 3 1 号 線	広野町東裏 8 6 番地の 1 （右） 広野町東裏 8 6 番地の 1 （右）	令和 5 年 1 月 2 0 日

訓 令 甲

宇治市訓令甲第7号

宇治市職員住居手当支給規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

宇治市長 松村 淳子

宇治市職員住居手当支給規程の一部を改正する規程

宇治市職員住居手当支給規程（昭和 4 6 年宇治市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「、次の」を「、次の各号に掲げる」に改め、同条第 1 号イ中「3, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（揭示済）

公 告

宇治市公告第3号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 2 0 日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和 5 年 1 月 2 0 日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業地域振興部農林茶業課

宇治市公告第4号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該宇治

農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 2 0 日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和 5 年 1 月 2 0 日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業地域振興部農林茶業課

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第1号

電子印の登録について

次のとおり電子印を登録したので、宇治市上下水道部公印規程（昭和 4 2 年宇治市水道事業管理規程第 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定により、告示します。

令和 5 年 1 月 2 0 日

宇治市長 松村 淳子

登録

電子印登録番号	名 称	番号	使用区分	使用開始年月日	印 影
1 1	宇治市長印	1	低所得者使用 料減額決定通知書 低所得者使用 料減額却下通知書	令和 5 年 1 月 2 0 日	

